

平成27年5月22日

各 位

恵庭市郷土資料館長

埋蔵文化財の保護の協力とお願いについて

文化財保護法は、遺跡の保護について現状保存を原則としていますが、開発行為によって遺跡が破壊されることの代償措置として発掘調査を行い、検出された遺物を保存し、遺跡の情報を記録保存することとしています。

北海道教育委員会では、法に基づく措置として、個人、民間、公共機関を問わず、下記の土地での事業者に対して地元教育委員会を經由して『埋蔵文化財保護のための事前協議』の提出を求めています。北海道教育委員会は、この提出を受けて、どのような対応をすればよいか回答（指示）します。

土木・建築事業等の実施に際しては、当該計画地が埋蔵文化財包蔵地であるか否かの確認が必要になりますので、関係各位におかれましては、計画策定の早期の段階で郷土資料館にご相談ください。

恵庭市は、国指定史跡カリンバ遺跡と重要文化財のある歴史豊かなまちです。文化財保護行政の推進にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

記

1. 埋蔵文化財包蔵地の確認については、郷土資料館に備え付けの周知資料、恵庭市のホームページまたは北海道教育委員会のホームページ「北の遺跡案内」でも閲覧できます。いずれにしても、直接、郷土資料館の担当職員に確認ください。
2. 埋蔵文化財包蔵地の確認の結果、次の場合は事前協議の対象となります。
 - (ア) 計画区域の全部又は一部が、埋蔵文化財包蔵地の周知資料に記載の所在地番、位置図又は略図のいずれかに合致する場合
 - (イ) 計画区域の全部又は一部が、埋蔵文化財包蔵地の周知資料に記載の所在地番、位置図又は略図のいずれかに接する場合
 - (ウ) 計画区域の総面積が1ヘクタール以上の場合
計画区域には、残置森林等、土地の改変が予定されていない土地を含む。
なお、事業が複数の市町村にわたる場合は、当該市町村埋毎の面積ではなく、計画区域の面積の総和によって判断する。

恵庭市教育委員会 郷土資料館
電話・FAX：0123-37-5303